

○金融庁告示第 号
財務省告示第 号

証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成十九年 月 日をもって廃止する。

平成十九年 月 日

金融庁長官 五味 廣文

財務大臣 尾身 幸次

- 一 一般顧客から除かれる者を指定する件（平成十年大蔵省告示第五百二十七号）
- 二 証券業に付随する業務であつて当該業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産に含まれるものを指定する件（平成十年大蔵省告示第五百二十八号）
- 三 投資者保護基金が保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件（平成十年大蔵省告示第五百二十九号）
- 四 顧客資産から除かれる取引を指定する件（平成十年大蔵省告示第五百三十号）
- 五 投資者保護基金による支払の対象から除かれる者を指定する件（平成十年大蔵省告示第五百三十一号）

六 顧客債権から除かれるものを指定する件（平成十年大蔵省告示第五百三十二号）

件名

一般顧客から除かれる者を指定する件等を廃止する件